

危機管理 24 時間体制の整備について

1 危機管理 24 時間体制の必要性

- (1) 国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」において、24 時間即応可能な体制を確保するよう努めることとしており、これを受けて平成 17 年度に県が作成した「山形県国民保護計画」において、職員の当直体制を整備することとした。
- (2) 従来は、気象警報・地震については職員参集システムによる自動呼出し、その他の事案については電話連絡網により対応してきたが、担当職員が登庁してからの対応となるため、タイムラグが生じていた。
- (3) 職員の危機管理に対する意識の高揚を図り、事態等に即応できる能力を養う必要がある。

2 宿日直業務の実施

(1) 実施開始日

平成 18 年 10 月 1 日(日)

(2) 宿日直の体制

2 人体制

知事部局の課長級の職員・課長補佐級（危機管理室を除く）1 名

危機管理室に勤務する補佐級以下の職員 1 名

(3) 宿直の業務内容

緊急事態の発生に備え、宿直室において待機する。

「火災気象通報」、「府県気象情報」、「府県天候情報」、「降雪量情報」及び「土砂災害警戒情報」を受信した場合は、関係機関に伝達する。

気象に関する警報発令等の連絡を受けた場合は、警戒業務及び初動対応業務を行う。

国民保護計画に係わる事態が発生した場合の初動対応を行うとともに、担当等に連絡を行い、職員が登庁するまで必要な対応を行う。

その他の緊急事態が発生し、県民生活等に甚大な影響等が生じた場合又はその恐れがある場合は、担当課の体制が整うまでの間、初動対応業務を行う。

3 今年度の成果

北朝鮮が平成 18 年 10 月 9 日に実施した核実験において、瞬時に対応することができた。